

23 高 建 管 第 1160 号
平 成 24 年 3 月 29 日

各 部 局 長
議 会 事 務 局 長
公 営 企 業 局 長
教 育 長 様
警 察 本 部 長
監 査 委 員 事 務 局 長

土木部長

差押え等時の前払金の取扱いについての一部改正について（通知）

差押え等時の前払金の取扱いについて（平成21年11月24日付け21高建管第781号土木部長通知）の一部を別添のとおり改正しましたので通知します。改正内容は下記のとおりです。

記

1 概要

平成 23 年度包括外部監査の意見を踏まえ、委託契約に関する規定を整理する等、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

（１） 委託契約に関して「請負」と表記されているものを「委託」に改めるよう、規定を整理することとしました。

（本文、参考事項の３（４）及び別紙２関係）

（２） 地方自治法施行令及び地方自治法施行規則の一部改正に伴い、同政令及び同省令の引用規定を整理することとしました。

（参考の前払金関係法令関係）

（３） その他必要な規定の整理を行うこととしました。

3 施行日

この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行することとします。

21 高建管第 781 号
平成 21 年 11 月 24 日

各 部 局 長
議 会 事 務 局 長
公 営 企 業 局 長 様
教 育 長
警 察 本 部 長
監 査 委 員 事 務 局 長

土木部長

差押え等時の前払金の取扱いについて（通知）

建設工事及び業務委託における前払金（中間前金を含む。以下同じ。）については、建設業保証事業会社の保証付きであって、その用途については、建設工事請負契約書、土木設計等業務委託契約書等の標準書式において、「前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。」（建設工事請負契約書(金銭的保証タイプ)第 36 条）とされているところです。また、前払金は通常の支払口座とは別口の口座で管理され、建設業保証事業会社が認めた用途について支出する取扱いとなっています。

このように、前払金は部分払金や精算払金のような純然たる「対価」とは異なる性質のものであり、受注者の県に対する請負代金（業務委託料）受領債権が税務署、裁判所等から差し押さえられた場合（仮差押えを含む。以下「差押え等」という。）には、差押え等の対象からは除外して取扱う必要があります。

つきましては、下記に留意のうえ、差押え等時の前払金について適正な取扱いをお願いします。

記

- 1 前払金は当該業務に使用するために発注者から受注者に信託されるものであり、発注者による前払金の支払いは請負代金（業務委託料）の支払いではなく、前払金専用口座から前払金を払い出すことによって初めて請負代金（業務委託料）として受注者に帰属する（平成 14 年 1 月 17 日最高裁判例（平成 12（受）1671 預金払戻等請求事件））。
- 2 前払金の受託者（受注者）の一般債権者は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）第 23 条の規定により、信託財産たる前払金の差押えをすることができないことから、発注者は差押え等権者に当該前払金の一部又は全部を支払うことはできない。

3 第三者から引渡し完了前に当該業務の請負代金（業務委託料）の差押えがあった場合の前払金の取扱いについては、契約締結機関は土木部建設管理課（契約担当）と協議して決定するものとし、差押え等には応じないこと。

4 施行期日

この通知は、平成21年11月24日から施行する。

この通知は、平成24年4月1日から施行する。

参 考

前 払 金 関 係 法 令

地方自治法施行令

附 則

第7条 地方公共団体は、当分の間、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費については、当該経費の3割（当該経費のうち総務省令で定めるものにつき当該割合によることが適当でないと認められる特別の事情があるときは、総務省令で定めるところにより、当該割合に3割以内の割合を加え、又は当該割合から1割以内の割合を減じて得た割合）を超えない範囲内に限り、前金払をすることができる。

- 2 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。以下この項において「被災市町村の区域」という。）において施行する公共工事（当該公共工事が施行される区域が被災市町村の区域とそれ以外の区域にまたがるものを含む。）に要する経費についての前項の規定の適用については、同項中「当該経費の3割」とあるのは、「当該経費の4割」とする。

地方自治法施行規則

附 則

第3条 公共工事に要する経費のうち工事1件の請負代金の額が50万円以上の土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。第3項において同じ。）において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料（第3項において「材料費等」という。）に相当する額として必要な経費の前金払の割合は、これらの経費の4割を超えない範囲内とする。

- 2 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。以下この項において「被災市町村の区域」という。）において施行する公共工事（当該公共工事が施行される区域が被災市町村の区域とそれ以外の区域にまたがるものを含む。）に要する経費についての前項の規定の適用については、同項中「4割」とあるのは、「5割」とする。

- 3 公共工事に要する経費のうち工事1件の請負代金の額が50万円以上の土木建築に関する工事であって、次の各号に掲げる要件に該当するものにおいて、当該工事の材料費等に相当する額として必要な経費について、前2項の範囲内で既にした前金払に追加してする前金払の割合は、当該経費の2割を超えない範囲内とする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当

該工事に係る作業が行われていること。

- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

信託法

第23条 信託財産責任負担債務に係る債権(信託財産に属する財産について生じた権利を含む。次項において同じ。)に基づく場合を除き、信託財産に属する財産に対しては、強制執行、仮差押え、仮処分若しくは担保権の実行若しくは競売(担保権の実行としてのものを除く。以下同じ。)又は国税滞納処分(その例による処分を含む。以下同じ。)をすることができない。

第2項以下省略

差押え等時の前払金の取扱いについて参考事項

土木部建設管理課

1 前払金差押え等時の留意点

- (1) 前払金に関しては、県を委託者、受注者を受託者として、前払金を信託財産とし工事（業務）遂行のための必要経費に充てることを目的とした信託契約が成立する、という考え方が最高裁判例で確立しており、受注者が前払金専用口座から払い出す前の前払金については、信託法第 23 条第 1 項の規定により差押え等の対象とはできない。
- (2) 県が前払金の差押え等に対応して当該前払金を差押え権者に支払うことは、信託法第 23 条第 1 項の規定に反し、また、契約書に定める用途以外の前払金の充当を、県自らが行うという結果を招く。
- (3) 前払金は建設業保証事業会社の保証付きであり、出来高が当該前払金分に満たない段階で債務不履行を原因とする契約解除が行われたときには、過払い分につき保証が充当され、建設業保証事業から県に保証金が支払われる取扱いとなっている。
- (4) しかし、県が前払金を差押え権者へ支払った場合には、前払金が契約書に規定する用途以外に充当されたことを理由に、建設業保証事業会社には保証の実行を拒絶されるおそれがある。
- (5) 契約締結機関は、前払金が差押え等を受けた場合には、当該前払金の一部又は全部を差押え権者に支払ってはならない。受注者からの請求に基づき前払金専用の別口座に支払うことは差し支えないが、差押え等に対しては、応じることなく拒絶しなければならない。
- (6) なお、前払金専用口座のある銀行等に対し第三者から当該口座の差押え等が行われた場合には、銀行等は(1)の最高裁判例を理由に差押え等には応じない取扱いをしている。

2 前払金に対して差押え等が行われた場合の具体的な取扱い

- (1) 契約締結機関は、直ちに建設管理課（契約担当）（以下「建設管理課」という。）に報告すること。
- (2) 建設管理課は、西日本建設業保証(株)高知支店（以下「西日本建設業保証」という。）と協議し、受注者の経営状況に応じて次のいずれかの取扱いを決定したうえで、契約締結機関に伝達する。
 - ① 西日本建設業保証と受注者の協議により、受注者自らが前払金請求の取下げを行う。
 - ② そのまま前払金を支払い、工事（業務）の進捗を促す。
- (3) (2)の①の場合、契約締結機関は、別紙 1 の内容に沿った前払金請求取下書の提出を受注者から受け、前払金請求書の原本は写しをとったうえで受注者に返却する。
- (4) (2)の①又は②のいずれの場合にあっても、契約締結機関は、別紙 2 を参考に差押え等に応じない旨の陳述書を作成のうえ（3を参照のこと）、差押え等権者に送付する。
- (5) 差押え等が前払金を支出した後に行われた場合も同様の取扱いをするが、一度

- 受注者の別口座に振り込まれた前払金について、戻入の措置を行うことはない。
- (6) 差押え等の事実により、受注者の経営状況が不安定であることは間違いないので、その後の工事（業務）の施工（履行）状況には十分注意する。

3 差押え等時の陳述書の作成

- (1) 建設工事における契約解除事務取扱要領参考事項（建設管理課イントラ・「契約事務ハンドブック」に掲載）第4「差押え（仮差押え）に対する措置」を参照する。
- (2) 陳述書の作成部署は、差押え及び仮差押えについて、土木部発注案件はすべて建設管理課、土木部以外の案件は各契約担当機関の主管課室であるが、国（地方）税滞納処分については、納付書が直接契約締結機関に送付されることから、各契約担当機関となる。
- (3) 差押え等通知の「差押えに係る債権の在否」欄は、「ある」に○をする。
- (4) 差押え等通知の「差押え債権の種類及び額」欄は、請負金額（業務委託料）全額について、「請負工事代金（業務委託の場合には、業務委託料とする。）総額〇〇〇〇円」と記載する。
- (5) 差押え等通知の「弁済の意思の有無」欄及び「弁済する範囲又は弁済しない理由」欄は、「別紙のとおり。」と記載し、別紙には別紙2の内容を記載して添付する。
- (6) 差押え等の通知に同封された納付書（国（地方）税滞納処分の場合）は、そのまま陳述書の起案文書に綴じて保存する。
- (7) 陳述書送付後に差押え等権者から問い合わせがあった場合には、一連の取扱いを説明するとともに、詳細は建設管理課に照会するよう伝える。建設管理課には、差押え等権者から問い合わせのあった旨を報告する。

別紙 1

平成 年 月 日

前払金請求取下書

高知県知事 様

住 所

氏 名 印

平成 年 月 日付けで契約締結した建設工事請負契約書(業務委託契約書)に基づき平成 年 月 日付けで請求した 工事(第 号) (業務 (第 号)) の前払金(中間前金)については、都合により請求を取り下げます。

つきましては、請求書の返却をお願いします。

注 工事、業務委託の別、前払金、中間前金の別により、() 書を参考に本文を改めること。

別紙 2

別紙

差押えを受けた工事代金（業務委託料）について、請負契約（委託契約）を締結しておりますが、施工中（履行中）の状態にあります。

また、工事代金（業務委託料）中、前払金（中間前金）〇〇〇〇円については、平成 14 年 1 月 17 日最高裁判所判例（平成 12(受)1671 預金払戻等請求事件）によって当県の信託財産であり、受託者以外に支払うことはできません。

なお、債務者が工事（業務）を施工（履行）し、請負契約（委託契約）に定める所定の手続きにしたがい部分払い又は完成払いの段階に至った後には、弁済に応じることになります。

- 注 1 業務委託の場合又は前払金の支払いは完了し中間前金を選択している場合（工事の場合のみ）には、（ ）書に改めること。
- 2 工事又は業務の着手前であるときには、本文の「施工中（履行中）」を「工事（業務）は着手前」に改めること。
- 3 受注者から前払金の請求が取り下げられることが確定している場合には、「また、工事代金（業務委託料）中、前払金（中間前金）〇〇〇〇円については、平成 14 年 1 月 17 日最高裁判所判例（平成 12(受)1671 預金払戻等請求事件）によって当県の信託財産であり、受託者以外に支払うことはできません。」を「また、工事代金（業務委託料）中、前払金（中間前金）〇〇〇〇円については、平成 14 年 1 月 17 日最高裁判所判例（平成 12(受)1671 預金払戻等請求事件）によって当県の信託財産であり、受託者以外に支払うことはできないことから、弁済禁止の措置がなされた以上、前払金については請求取り下げを受け入れることとします。」と改めること。

差押え等時の前払金の取扱いについて新旧対照表

新	旧
建設工事及び業務委託における前払金（中間前金を含む。以下同じ。）については、建設業保証事業会社の保証付きであって、その用途については、建設工事請負契約書、土木設計等業務委託契約書等の標準書式において、「前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。」（建設工事請負契約書（金銭的保証タイプ）第36条）とされているところです。また、前払金は通常の支払口座とは別口の口座で管理され、建設業保証事業会社が認めた用途について支出する取扱いとなっています。 このように、前払金は部分払金や精算払金のような純然たる「対価」とは異なる性質のものであり、<u>受注者の</u>県に対する<u>請負代金（業務委託料）</u>受領債権が税務署、裁判所等から差し押さえられた場合（仮差押えを含む。以下「差押え等」という。）には、差押え等の対象からは除外して取扱う必要があります。 つきましては、下記に留意のうえ、差押え等時の前払金について適正な取扱いをお願いします。 記 1 前払金は当該業務に使用するために発注者から<u>受注者</u>に信託されるものであり、発注者による前払金の支払いは<u>請負代金（業務委託料）</u>の支払いではなく、前払金専用口座から前払金を払い出すことによって初めて<u>請負代金（業務委託料）</u>として<u>受注者</u>に帰属する（平成14年1月17日最高裁判例（平成12（受）1671預金払戻等請求事件））。 2 前払金の受託者（<u>受注者</u>）の一般債権者は、信託法（平成18年法律第108号）第23条の規定により、信託財産たる前払金の差押えをすることができないことから、発注者は差押え等権者に当該前払金の一部又は全部を支払うことはできない。 3 第三者から引渡し完了前に当該業務の<u>請負代金（業務委託料）</u>の差押えがあった場合の前払金の取扱いについては、契約締結機関は土木部建設管理課（契約担当）と協議して決定するものとし、差押え等には応じないこと。	建設工事及び業務委託における前払金（中間前金を含む。以下同じ。）については、建設業保証事業会社の保証付きであって、その用途については、建設工事請負契約書、土木設計等業務委託契約書等の標準書式において、「前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。」（建設工事請負契約書（金銭的保証タイプ）第36条）とされているところです。また、前払金は通常の支払口座とは別口の口座で管理され、建設業保証事業会社が認めた用途について支出する取扱いとなっています。 このように、前払金は部分払金や精算払金のような純然たる「対価」とは異なる性質のものであり、<u>請負人の</u>県に対する<u>請負代金受領債権</u>が税務署、裁判所等から差し押さえられた場合（仮差押えを含む。以下「差押え等」という。）には、差押え等の対象からは除外して取扱う必要があります。 つきましては、下記に留意のうえ、差押え等時の前払金について適正な取扱いをお願いします。 記 1 前払金は当該業務に使用するために発注者から<u>請負者</u>に信託されるものであり、発注者による前払金の支払いは<u>請負代金</u>の支払いではなく、前払金専用口座から前払金を払い出すことによって初めて<u>請負代金</u>として<u>請負者</u>に帰属する（平成14年1月17日最高裁判例（平成12（受）1671預金払戻等請求事件））。 2 前払金の受託者（<u>請負者</u>）の一般債権者は、信託法（平成18年法律第108号）第23条の規定により、信託財産たる前払金の差押えをすることができないことから、発注者は差押え等権者に当該前払金の一部又は全部を支払うことはできない。 3 第三者から引渡し完了前に当該業務の<u>請負代金</u>の差押えがあった場合の前払金の取扱いについては、契約締結機関は土木部建設管理課（契約担当）と協議して決定するものとし、差押え等には応じないこと。

<u>4 施行期日</u> <u>この通知は、平成21年11月24日から施行する。</u> <u>この通知は、平成24年4月1日から施行する。</u> 参 考 前 払 金 関 係 法 令 地方自治法施行令 附 則 第7条 地方公共団体は、当分の間、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費については、当該経費の3割（当該経費のうち総務省令で定めるものにつき当該割合によることが適当でないと認められる特別の事情があるときは、総務省令で定めるところにより、当該割合に3割以内の割合を加え、又は当該割合から1割以内の割合を減じて得た割合）を超えない範囲内に限り、<u>前金払</u>をすることができる。 <u>2 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。以下この項において「被災市町村の区域」という。）において施行する公共工事（当該公共工事が施行される区域が被災市町村の区域とそれ以外の区域にまたがるものを含む。）に要する経費についての前項の規定の適用については、同項中「当該経費の3割」とあるのは、「当該経費の4割」とする。</u> 地方自治法施行規則 附 則 第3条 公共工事に要する経費のうち工事1件の請負代金の額が50万円以上の土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。<u>第3項</u>において同じ。）において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び	参 考 前 払 金 関 係 法 令 地方自治法施行令 附 則 第7条 地方公共団体は、当分の間、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費については、当該経費の3割（当該経費のうち総務省令で定めるものにつき当該割合によることが適当でないと認められる特別の事情があるときは、総務省令で定めるところにより、当該割合に3割以内の割合を加え、又は当該割合から1割以内の割合を減じて得た割合）を超えない範囲内に限り、<u>前払金</u>をすることができる。 地方自治法施行規則 <u>平成11年自治省令第4号一部改正</u> 附 則 第3条 公共工事に要する経費のうち工事1件の請負代金の額が50万円以上の土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。<u>次項</u>において同じ。）において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険
--	--

保証料（第3項において「材料費等」という。）に相当する額として必要な経費の前金払の割合は、これらの経費の4割を超えない範囲内とする。 <u>2 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。以下この項において「被災市町村の区域」という。）において施行する公共工事（当該公共工事が施行される区域が被災市町村の区域とそれ以外の区域にまたがるものを含む。）に要する経費についての前項の規定の適用については、同項中「4割」とあるのは、「5割」とする。</u> <u>3 公共工事に要する経費のうち工事1件の請負代金の額が50万円以上の土木建築に関する工事であつて、次の各号に掲げる要件に該当するものにおいて、当該工事の材料費等に相当する額として必要な経費について、前2項の範囲内で既にした前金払に追加してする前金払の割合は、当該経費の2割を超えない範囲内とする。</u> （1） 工期の2分の1を経過していること。 （2） 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。 （3） 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。 信託法 第23条 信託財産責任負担債務に係る債権（信託財産に属する財産について生じた<u>権利</u>を含む。次項において同じ。）に基づく場合を除き、信託財産に属する財産に対しては、強制執行、仮差押え、仮処分若しくは担保権の実行若しくは競売（担保権の実行としてのものを除く。以下同じ。）又は国税滞納処分（その例による処分を含む。以下同じ。）をすることができない。 第2項以下省略 差押え等時の前払金の取扱いについて参考事項 土木部建設管理課 1 前払金差押え等時の留意点	料及び保証料（次項において「材料費等」という。）に相当する額として必要な経費の前金払の割合は、これらの経費の4割を超えない範囲内とする。 <u>2 公共工事に要する経費のうち工事1件の請負代金の額が50万円以上の土木建築に関する工事であつて、次の各号に掲げる要件に該当するものにおいて、当該工事の材料費等に相当する額として必要な経費について、前項の範囲内で既にした前払金に追加してする前金払の割合は、当該経費の2割を超えない範囲内とする。</u> （1） 工期の2分の1を経過していること。 （2） 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。 （3） 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。 信託法 第23条 信託財産責任負担債務に係る債権（信託財産に属する財産について生じた<u>利益</u>を含む。次項において同じ。）に基づく場合を除き、信託財産に属する財産に対しては、強制執行、仮差押え、仮処分若しくは担保権の実行若しくは競売（担保権の実行としてのものを除く。以下同じ。）又は国税滞納処分（その例による処分を含む。以下同じ。）をすることができない。 第2項以下省略 差押え等時の前払金の取扱いについて参考事項 土木部建設管理課 1 前払金差押え等時の留意点
---	--

(1) 前払金に関しては、県を委託者、<u>受注者</u>を受託者として、前払金を信託財産とし工事（業務）遂行のための必要経費に充てることを目的とした信託契約が成立する、という考え方が最高裁判例で確立しており、<u>受注者</u>が前払金専用口座から払い出す前の前払金については、信託法第23条第1項の規定により差押え等の対象とはできない。 (2)～(4) 省略 (5) 契約締結機関は、前払金が差押え等を受けた場合には、当該前払金の一部又は全部を差押え権者に支払ってはならない。<u>受注者</u>からの請求に基づき前払金専用の別口座に支払うことは差し支えないが、差押え等に対しては、応じることなく拒絶しなければならない。 (6) 省略 2 前払金に対して差押え等が行われた場合の具体的な取扱い (1) 省略 (2) 建設管理課は、西日本建設業保証㈱高知支店（以下「西日本建設業保証」という。）と協議し、<u>受注者</u>の経営状況に応じて次のいずれかの取扱いを決定したうえで、契約締結機関に伝達する。 ① 西日本建設業保証と<u>受注者</u>の協議により、<u>受注者</u>自らが前払金請求の取下げを行う。 ② そのまま前払金を支払い、工事（業務）の進捗を促す。 (3) (2)の①の場合、契約締結機関は、別紙1の内容に沿った前払金請求取下書の提出を<u>受注者</u>から受け、前払金請求書の原本は写しをとったうえで<u>受注者</u>に返却する。 (4) 省略 (5) 差押え等が前払金を支出した後に行われた場合も同様の取扱いをするが、一度<u>受注者</u>の別口座に振り込まれた前払金について、戻入の措置を行うことはない。 (6) 差押え等の事実により、<u>受注者</u>の経営状況が不安定であることは間違いないので、その後の工事（業務）の施工（履行）状況には十分注意する。 3 差押え等時の陳述書の作成 (1)～(3) 省略 (4) 差押え等通知の「差押え債権の種類及び額」欄は、<u>請負金額（業務委託料）全額</u>について、「<u>請負工事代金（業務委託の場合には、業務委託料とする。）総額〇〇〇〇円</u>」と記載する。 (5)～(7) 省略	(1) 前払金に関しては、県を委託者、<u>請負者</u>を受託者として、前払金を信託財産とし工事（業務）遂行のための必要経費に充てることを目的とした信託契約が成立する、という考え方が最高裁判例で確立しており、<u>請負者</u>が前払金専用口座から払い出す前の前払金については、信託法第23条第1項の規定により差押え等の対象とはできない。 (2)～(4) 省略 (5) 契約締結機関は、前払金が差押え等を受けた場合には、当該前払金の一部又は全部を差押え権者に支払ってはならない。<u>請負者</u>からの請求に基づき前払金専用の別口座に支払うことは差し支えないが、差押え等に対しては、応じることなく拒絶しなければならない。 (6) 省略 2 前払金に対して差押え等が行われた場合の具体的な取扱い (1) 省略 (2) 建設管理課は、西日本建設業保証㈱高知支店（以下「西日本建設業保証」という。）と協議し、<u>請負者</u>の経営状況に応じて次のいずれかの取扱いを決定したうえで、契約締結機関に伝達する。 ① 西日本建設業保証と<u>請負者</u>の協議により、<u>請負者</u>自らが前払金請求の取下げを行う。 ② そのまま前払金を支払い、工事（業務）の進捗を促す。 (3) (2)の①の場合、契約締結機関は、別紙1の内容に沿った前払金請求取下書の提出を<u>請負者</u>から受け、前払金請求書の原本は写しをとったうえで<u>請負者</u>に返却する。 (4) 省略 (5) 差押え等が前払金を支出した後に行われた場合も同様の取扱いをするが、一度<u>請負者</u>の別口座に振り込まれた前払金について、戻入の措置を行うことはない。 (6) 差押え等の事実により、<u>請負者</u>の経営状況が不安定であることは間違いないので、その後の工事（業務）の施工（履行）状況には十分注意する。 3 差押え等時の陳述書の作成 (1)～(3) 省略 (4) 差押え等通知の「差押え債権の種類及び額」欄は、<u>請負金額全額</u>について、「<u>請負工事（業務委託の場合には、請負業務とする。）代金総額〇〇〇〇円</u>」と記載する。 (5)～(7) 省略
---	---

別紙2

別紙

差押えを受けた工事代金（業務委託料）について、請負契約（委託契約）を締結しておりますが、施工中（履行中）の状態にあります。

また、工事代金（業務委託料）中、前払金（中間前金）〇〇〇〇円については、平成14年1月17日最高裁判所判例（平成12(受)1671預金払戻等請求事件）によって当県の信託財産であり、受託者以外に支払うことはできません。

なお、債務者が工事（業務）を施工（履行）し、請負契約（委託契約）に定める所定の手続きにしたがい部分払い又は完成払いの段階に至った後には、弁済に応じることになります。

注1 業務委託の場合又は前払金の支払いは完了し中間前金を選択している場合（工事の場合のみ）には、（ ）書に改めること。

2 工事又は業務の着手前であるときには、本文の「施工中（履行中）」を「工事（業務）は着手前」に改めること。

3 受注者から前払金の請求が取り下げられることが確定している場合には、「また、工事代金（業務委託料）中、前払金（中間前金）〇〇〇〇円については、平成14年1月17日最高裁判所判例（平成12(受)1671預金払戻等請求事件）によって当県の信託財産であり、受託者以外に支払うことはできません。」を「また、工事代金（業務委託料）中、前払金（中間前金）〇〇〇〇円については、平成14年1月17日最高裁判所判例（平成12(受)1671預金払戻等請求事件）によって当県の信託財産であり、受託者以外に支払うことはできないことから、弁済禁止の措置がなされた以上、前払金については請求取り下げを受け入れることとします。」と改めること。

別紙2

別紙

差押えを受けた工事（業務）代金について、請負契約を締結しておりますが、施工中（履行中）の状態にあります。

また、工事代金（業務請負代金）中、前払金（中間前金）〇〇〇〇円については、平成14年1月17日最高裁判所判例（平成12(受)1671預金払戻等請求事件）によって当県の信託財産であり、受託者以外に支払うことはできません。

なお、債務者が工事（業務）を施工（履行）し、請負契約に定める所定の手続きにしたがい部分払い又は完成払いの段階に至った後には、弁済に応じることになります。

注1 業務委託の場合又は前払金の支払いは完了し中間前金を選択している場合（工事の場合のみ）には、（ ）書に改めること。

2 工事又は業務の着手前であるときには、本文の「施工中（履行中）」を「工事（業務）は着手前」に改めること。

3 請負者から前払金の請求が取り下げられることが確定している場合には、「また、工事代金（業務請負代金）中、前払金（中間前金）〇〇〇〇円については、平成14年1月17日最高裁判所判例（平成12(受)1671預金払戻等請求事件）によって当県の信託財産であり、受託者以外に支払うことはできません。」を「また、工事代金（業務請負代金）中、前払金（中間前金）〇〇〇〇円については、平成14年1月17日最高裁判所判例（平成12(受)1671預金払戻等請求事件）によって当県の信託財産であり、受託者以外に支払うことはできないことから、弁済禁止の措置がなされた以上、前払金については請求取り下げを受け入れることとします。」と改めること。